



平成 28 年 3 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社 東 計 電 算
代表者名 代表取締役会長 甲田 博康
(コード番号 4746 東証第1部)
問合せ先 代表取締役社長執行役員 甲田 英毅
(TEL. 044-430-1311)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 7 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 3 月 24 日開催予定の第 46 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

(1) 変更の理由

取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに会社法第 427 条第 1 項の規定により、当社と取締役(同上)および監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 27 条(取締役の責任免除)および第 35 条(監査役の責任免除)を新設するものであります。

なお、定款第 27 条(取締役の責任免除)の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(取締役の責任免除)</u> <u>第 27 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第 27 条～第 33 条 (条文省略)	第 28 条～第 34 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 35 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
第 34 条～第 37 条 (条文省略)	第 36 条～第 39 条 (現行どおり)

(3) 日程

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| ① 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 28 年 3 月 24 日 (予定) |
| ② 定款変更の効力発生日 | 平成 28 年 3 月 24 日 (予定) |

以 上